

Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

May 2007

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界149カ国に14万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約480人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約100名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足をいただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース
金融部**

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2007 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

リース取引に関する平成19年度税制改正

平成19年度税制改正により、リース取引に関する税制改正が行われました。従来、税務上でリース取引として定められるもののうち、一定の要件を満たすもののみリース資産の売買があったものとみなされましたが、本税制改正によって平成20年4月1日以降に締結した税務上のリース取引はすべて売買があったものとみなされることとなりました。

本ニュースレターでは、リース取引に係る税制改正についてその概要をご紹介します。

1. はじめに

リース取引に係る平成19年税制改正は、平成19年3月30日付で公表されました「リース取引に関する会計基準」により会計制度が変更されたことと平仄をあわせる形で行われています。従ってまず、この公表されたリース取引に関する会計基準について、簡単に要約します。

2. リース取引に関する会計基準

企業会計基準委員会は平成14年8月からリース会計基準の見直し(所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理廃止)について検討を進めておりましたが、第125回企業会計基準委員会において、「リース取引に関する会計基準」および「リース取引に関する会計基準の適用指針」が承認され、平成19年3月30日付けで公表されました。

平成5年6月17日付の旧来のリース会計基準では所有権移転外リース取引について、注記を前提に賃貸借取引に準じた会計処理を認めていましたが、平成19年3月30日付の新たなリース会計基準では、所有権移転外リース取引も所有権移転リース取引と同様に売買取引に準じた会計処理を行うことになりました。ただし、新基準において土地のリース取引は、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定され、賃貸借取引に準じた会計処理が行われます。

新基準は平成20年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用されます。適用にあたっては、原則、平成20年4月1日前に締結したリース取引についても売買取引に準じた会計処理への変更が必要ですが、注記を条件に賃貸借取引に準じた会計処理を継続することも可能となっています(ただし、リース取引を主たる事業としている企業を除きます)。

以上の新しいリース取引に関する会計基準に即して改正が行われましたリース取引関連税制につき、以下ご説明します。

3. リース取引関連税制

資産の賃貸借で、賃貸借期間の契約解除が禁止されており(ノンキャンセラブル)、かつ、賃借人が当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担する(いわゆる90%ルール)等の要件を満たす取引を税務上のリース取引と定義されています。従来の法人税法では、そのうち 名目的な対価での所有権の移転条項付リース、 割安購入選択権条項付リース、 リース資産が賃借人の特別仕様であるリース、等は当該リース資産の売買があったものとして取扱うことが定められていました。これらの取引ではリース期間中、賃借人が当該リース資産を所有している場合と同様に取扱われます。

今般の平成19年度税制改正により、従来の税務上のリース取引の範囲から、所有権が移転しない土地の賃貸借等が除かれました。また、リース期間の終了時にリース資産の所有権が賃借人に無償で移転するもの等(税制改正前も売買取引とされたもの)以外のもの(以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」)について、次の取扱いがなされることとなりました。

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、売買取引とみなす。
- (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法とし、賃借人が賃借料として経理した場合においてもこれを償却費として取り扱う。ここで、リース期間定額法とは、当該リース資産の取得価額を当該リース資産のリース期間の月数で除して計算した金額に当該事業年度におけるリース期間の月数を乗じることにより償却費を計算する方法をいう。
- (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人においては、リース料総額から、利息相当額を控除した金額をリース期間にわたって均等額により収益計上し、利息相当額は利息法により収益計上をすることができる。さらに加えて、確定申告書に明細の記載をすることを要件として、リース料総額から原価を控除した金額(以下「リース利益額」)のうち、受取利息と認められる部分の金額(リース利益額の100分の20相当額)を利息法により収益計上し、それ以外の部分の金額をリース期間にわたって均等額により収益計上することもできる。ここで、利息法とは、リース料総額から利息相当額を控除した金額のうち、支払の期日が到来していないものの金額に応じて利息相当額が生ずるものとした場合に、当該事業年度におけるリース期間に帰せられる利息相当額を収益の額とする方法をいう。

上記(1)から(3)までの改正は、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外ファイナンス・リース契約について適用されます。また、平成20年4月1日前に締結したリース契約にかかわる所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、賃貸人においてリース資産を償却する際に、税務署への届出を要件に同日以後

に終了する事業年度から、リース期間定額法を採用することもできます。

なお、本文章は一般的な税務上の取扱いを記載しておりますので、リース取引に関する個別案件につきましては税務アドバイザーにご相談ください。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡下さい。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
マネージャー	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	トム・ビッドウェル	03-5251-6604	tom.bidwell@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	左右浩正	03-5251-2481	hiromasa.sayu@jp.pwc.com
	ギーター・ラム	03-5251-2846	geeta.r.ram@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com